

空き家対策の進捗状況(平成30年3月末時点)の概要

1 取組指標

【各取組指標に対する平成29年度末時点の状況】

項目	29年度末	指標	達成年度
地域の空き家相談員への相談件数(年間)	1,053件	1,500件	毎年
専門家派遣の派遣件数(年間)	61件	80件	毎年
地域主体の空き家対策に取り組んでいる学区数(累計)	79学区	100学区	30年度末
		全学区	35年度末
通報のあった管理不全空き家の解決率(累計)	43.5%	100%	38年度末
市場に流通していない空き家の増加の抑制(調査時点)	45,100戸 (※)	推計:65,000戸 ⇒55,000戸に抑制	35年

※平成25年住宅・土地統計調査の結果

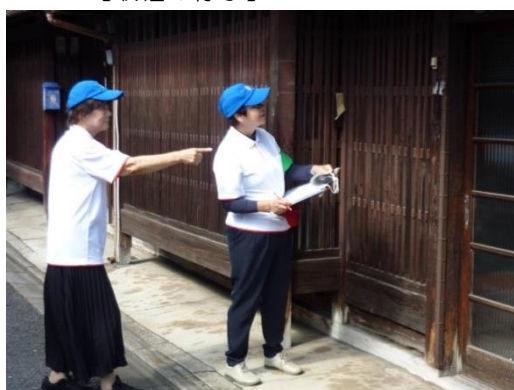
2 平成29年度に実施した主な事業

(1) 地域主体の空き家対策

地域主体の空き家対策に計79学区で取り組んでいただいております。各地域団体において、おしかけ講座の受講、まち歩きによる空き家調査、空き家マップの作成、空き家活用を考えるワークショップの実施、空き家所有者への活用提案など、様々な地域主体の空き家対策が展開されています。

また、同志社大学と連携して空き家対策に取り組む朱雀第6学区や、山科区では全ての学区が連携して空き家対策に取り組むなど、新たな取組も見られています。

【取組の様子】



<まち歩きによる空き家調査>



<ワークショップ>

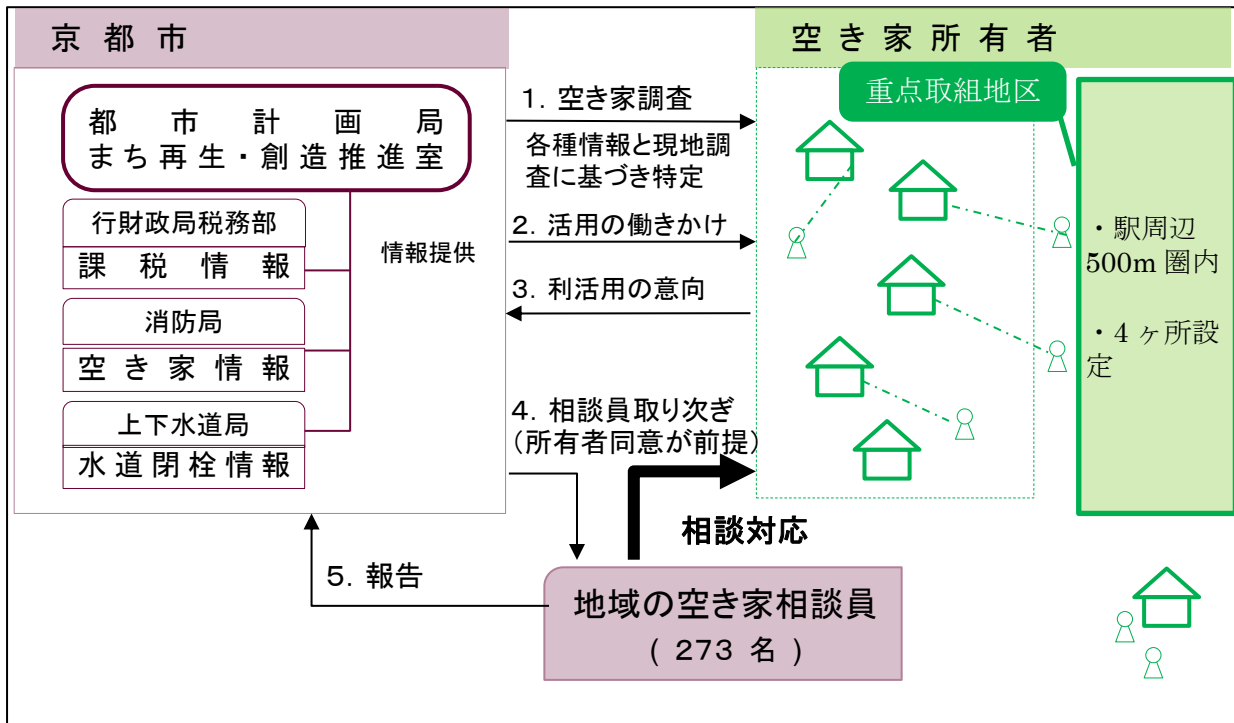
【取組地域】

行政区	取組学区／全学区	学区名又は団体名
北区	5／18	紫野学区、小野郷学区、柏野学区、待鳳学区、中川学区
上京区	8／17	春日学区、桃園学区、成逸学区、待賢学区、聚楽学区、正親学区、中立学区、滋野学区
左京区	8／28	大原学区、養徳学区、久多学区、花背学区、広河原学区、別所学区、吉田学区、下鴨学区
中京区	11／23	梅屋学区、銅駝学区、竹間学区、朱雀第一学区、朱雀第三学区、乾学区、明倫学区、朱雀第六学区、生祥学区、城巽学区、柳池学区、
東山区	8／11	六原学区、栗田学区、今熊野学区、有济学区、月輪学区、新道学区、修道学区、貞教学区
山科区	13／13	全ての学区
下京区	4／23	有隣学区、修徳学区、菊浜学区、光徳学区
南区	1／15	唐橋学区
右京区	9／22	黒田学区、山国学区、弓削学区、周山学区、細野学区、宇津学区、右陰学区、嵐山学区、梅津学区
西京区	7／17	新林学区、竹の里学区、境谷学区、福西学区、川岡学区、桂川学区、松陽学区
伏見区	5／35	砂川学区、稻荷学区、桃山学区、深草学区、醍醐学区
合計	79／222	

(2) 重点取組地区における空き家調査及び所有者への働き掛け

交通利便性を考慮し、空き家に対する需要が高いと考えられる地域を重点取組地区に設定し、当該地区の全ての空き家の所有者に対して、アンケート・チラシの郵送や電話といった直接的な方法により活用・流通を働き掛ける取組を実施しています。

【取組イメージ】



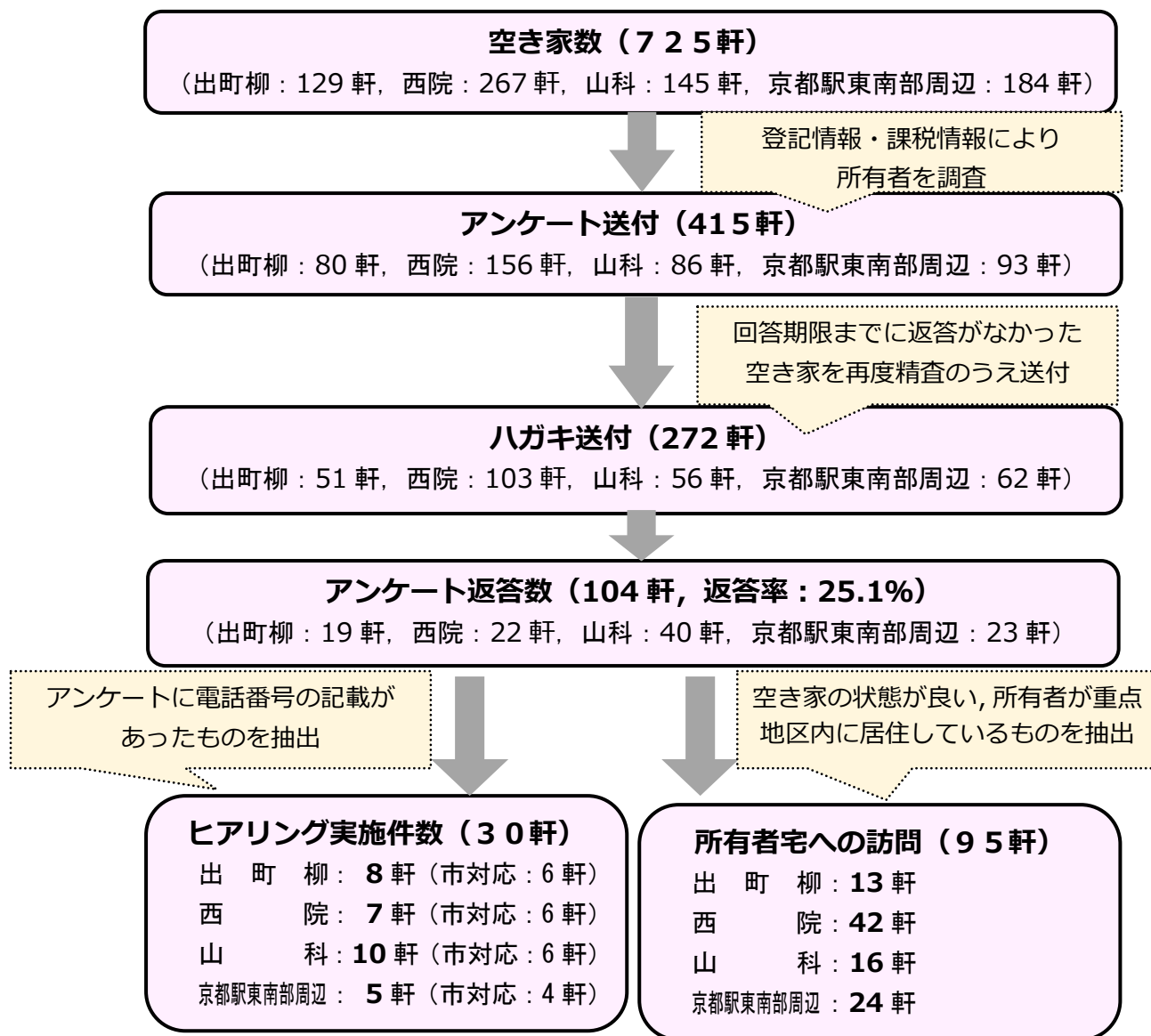
【取組地区】

平成 28 年度：北大路駅，二条駅，桂駅，丹波橋駅周辺（500m圏内）

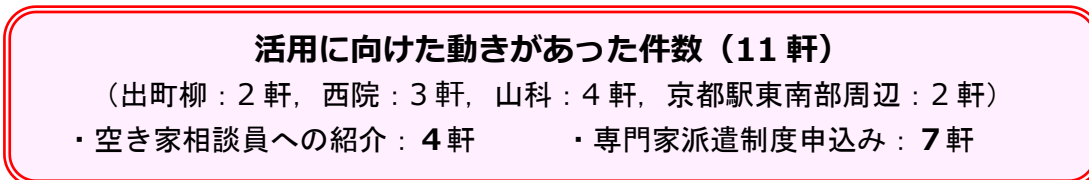
平成 29 年度：出町柳駅，西院駅，山科駅周辺（500m圏内），京都駅東南部周辺

【平成29年度取組結果】

＜① 平成29年度重点取組地区における働き掛け等の結果＞



・空き家所有者への働き掛けを行った結果，所有者の空き家の活用に向けた動きのあった件数は以下のとおり。



※平成30年4月末時点

<② 平成28年度重点取組地区における継続的な働き掛け等の結果>

平成28年度分の継続的な働き掛け（59軒） ※啓発文書送付，架電，メール
（桂：13軒，丹波橋：20軒，二条：17軒，北大路：9軒）

新たに活用に向けた動きがあった件数（2軒）

- ・空き家相談員への紹介：1軒
- ・不動産事業者への相談：1軒

<参考>

平成28年度に活用に向けた動きがあった件数（13軒）

（桂：4軒，丹波橋：3軒，二条：3軒，北大路：3軒）

- ・空き家相談員への紹介：10軒
- ・専門家派遣制度申込み：2軒
- ・不動産事業者への相談：1軒

実際に活用・流通された件数（6軒）

- ・賃貸物件として活用：4軒（住宅：3軒，カフェ：1軒）
- ・売却：2軒（住宅：1軒，事務所：1軒）

※ その他3軒が活用・流通に向けて，相談員等と相談中。

（賃貸住宅：1軒，グループホーム：1軒，駐車場：1軒）

(3) 管理不全空き家に係る調査業務等における民間の力の更なる活用

市民から通報があった管理不全空き家の現地調査，所有者調査などの調査業務において，民間の力を更に活用することにより，迅速化を図っています。

【実績】

<専門家と連携した現地調査>

通報のあった空き家の現地調査の一次調査を専門家（建築士）が実施。

年度	件数
26	500件
27	450件
28	400件
29	400件

<専門家と連携した所有者調査>

所有者調査の一部を専門家（司法書士）が実施

年度	件数
28	51件
29	51件

<事業者と連携した空き家所有者の現況調査>

管理不全状態が解消したが再発する恐れのある空き家について、所有者の現況調査を実施

年度	件数
29	1,115件

<事業者と連携した空き家のパトロール調査>

管理不全状態が解消したが再発する恐れのある空き家について、現地調査を実施

年度	件数
29	550件

3 空家特措法に基づく命令の実施

平成29年6月、平成30年3月に、空家特措法に基づく空き家の除却命令を実施したところ、所有者により空き家の解体撤去が行われました。

4 計画に基づく空き家対策の実施状況

区分	項目数	うち		
		検討中	着手済み	うち 充実又は新規 施策の着手済み
空き家の発生の予防	4	0	4	2
活用・流通の促進	12	0	12	9
適正な管理	6 (1)	1	5 (1)	4 (1)
跡地の活用	2 (1)	0	2 (1)	2 (1)
共通する施策	4 (1)	1	3 (1)	2 (1)
合計	28 (3)	2	26 (3)	19 (3)

※項目数は、再掲の項目を含む。括弧内の数字は、再掲の項目数。